日付

プロジェクト ASAF 対応

項目

IASB/FASB のリース・プロジェクト 貸手及び借手の会計処理に関する今後の方向性と簡素化

本資料の目的

- 1. 2014 年 1 月の国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) の共同ボード会議では、リースについて今後の方向性について議論が行われた。いくつかのアジェンダ・ペーパーでは両審議会の IASB と FASB のスタッフ (以下、「スタッフ」)が適切と考える今後の方向性も示されている¹。
- 2. 2013 年 3 月開催予定の ASAF におけるリースのアジェンダ・ペーパーは次のように構成されている。このうち、4B から 4F については、それぞれ、1 月のボード会議で議論されたアジェンダ・ペーパーの 3A から 3E と同一である。
 - Agenda Paper 4A: 貸手及び借手の会計に関する可能性のある方向性と簡素化
 - Agenda Paper 4B: 貸手の会計モデル
 - Agenda Paper 4C: 貸手のタイプ A の会計処理
 - Agenda Paper 4D: 借手の少額リース
 - Agenda Paper 4E: 借手の会計モデル
 - Agenda Paper 4F: 設例-借手と貸手の会計モデル
- 3. アジェンダ・ペーパー4Aでは、以下の5つのTopicについて議論している。
 - (a) Topic 1: 借手の会計モデル
 - (b) Topic 2: 借手の少額リース
 - (c) Topic 3: 貸手の会計モデル
 - (d) Topic 4: 測定 (リース期間、変動リース料の再評価及び借手の追加借入利子率)
 - (e) Topic 5: リース要素と非リース要素の区分
- 4. ASAF メンバーに対する質問は以下のように記述されている。

可能性のあるアプローチや簡素化について、以下の点に対する見解は何か?

(a) 2013 年 ED における提案を適用することに伴うコストを下げる効果に関し、それぞれのアプローチや簡素化の影響について。もしそれらの簡素化がコスト緩和にどの程度の結果をもたらすか(重要な緩和か、あるいはほとんど緩和しないか)識別されていれば、有用である。

¹ 2014年1月の共同ボード会議では、これらのアジェンダ・ペーパーを基にした議論が実施されたが、特段の 意思決定は行われていない。

- (b) 貸手及び借手の会計に対する提案されている修正がもたらす利用者への便益について、それぞれのアプローチや簡素化の影響について。
- 5. 本資料は、各 Topic (Topic 4 を除く) について、当該アジェンダ・ペーパーで検討されている代替的なアプローチ及びその論拠を紹介するとともに、ASBJ が 2013 年 9 月 13 日付で IASB と FASB に提出したコメント・レターとの関連性を整理し、ASAF における意見発信の方向性についてご意見をいただくことを目的としている。

ASAF 会議における発言案(全般的事項)

- 6. 個別の Topic に関するコメントのほかに、IASB 及び FASB における本プロジェクトの今後の審議の進め方について、次のように発言することが考えられる。
 - ➤ IASB の直近のワークプランでは、リース・プロジェクトの最終基準化の時期については直接的な言及はされていない。しかし、少なくとも1月のアジェンダ・ペーパーを見る限り、IASB 及び FASB は3月の共同会議において本プロジェクトに関する重要な論点について暫定決定を目指しているように見受けられる。
 - ▶ 2013 年公表の公開草案に対して多くの関係者から重要な懸念が示されてきたことを踏まえると、我々は、上記のようなスケジュールで再審議を進めていくことについて十分な支持が得られないであろうことを懸念している。今後の再審議においては、関係者に対して特にコスト便益に関する分析等の情報を提供していくことが必要ではないか。
 - ▶ また、1月のアジェンダ・ペーパーでは、これまでの公開草案では記述されていないアプローチが紹介されていることから、デュー・プロセス上は、再公開草案を公表することを含めた対応が必要ではないか。

Topic 1. 借手の会計モデル (Agenda Paper 4E)

提案内容

- 7. 借手の会計モデルについて、以下の3つのアプローチが検討されている。
 - (1) アプローチ1- 単一アプローチである。借手はすべてのリースを、ファイナンスを利用した使用権資産の購入として会計処理する。したがって、すべてのリースはタイプAのリースとして会計処理される(使用権資産の償却費はリース負債の利息とは別に認識される。)。
 - (2) アプローチ 2 2 本建てのアプローチの維持である。2013 年 ED の提案と類似のリースの分類方法とするが、リースの分類テストについて的を絞った簡素化と改善を提供する。すなわち、不動産以外のすべてのリースはタイプ A のリースとし、大部分の不動産のリースはタイプ B のリース (つまり、単一のリース費用の認識)とする^{2,3}。
 - (3) アプローチ3 現行 US GAAP と IFRS と一貫したリース分類方法を用いた2本建てのアプローチである。既存のキャピタル・リース(US GAAP)/ファイナンス・リ

² Agenda Paper 3D の第 47 項で、アプローチ 2 についてスタッフは、不動産の支配を借手が獲得しないような不動産リースについて、タイプ B の会計処理の適用を借手に要求するかオプションにするかの双方の方法を開発し得る、としている。

³ アプローチ2では、土地及びその他の要素は、必要な場合、リースの分類の決定のために分離する旨が提案されている(アプローチ3においても同様の提案がされている。)。

ース (IFRS) の大多数はタイプ A のリースとし、既存のオペレーティング・リース の大多数はタイプ B のリースとする⁴。

8. 現行の US GAAP 及び IFRS と比較した、提案されたアプローチの効果の概観は下表のとおりである。

現行 US GAAP (IFRS)	アプローチ1	アプロ	ーチ 2	アプローチ3
キャピタル (ファイナンス)	タイプ A	タイ	プ A	タイプ A
オペレーティング	タイプ A	<u>不動産以外</u> タイプ A	<u>不動産</u> タイプ B	タイプ B

- 9. また、アジェンダ・ペーパー4Aでは、上記のアプローチ1を基礎として、借手が原資産の支配を獲得していない不動産リースについては、借手のオプションとして、タイプBの会計処理を選択できるアプローチも紹介されている。
- 10. さらに、アプローチ3におけるタイプBの会計処理に関連して、使用権資産を自己所有 の資産ではなくその他の資産として表示することや、リース負債をIFRS 第9号「金融 商品」ではなくIAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」にしたがって認識する 負債と同様に表示することを検討する可能性についても言及している。

それぞれのアプローチの論拠

_

⁴ Agenda Paper 3D の第 64 項及び第 65 項で、スタッフはアプローチ 3 におけるタイプ B のリース負債と使用権 資産の測定方法の提案をしている。それによると、リース負債は他のアプローチと同様に、リースの間のどの時点においても残りの支払リース料の割引価値で測定し、使用権資産は、リース料の支払が定額であり当初直接コストとリース・インセンティブがない場合には、リース期間にわたりリース負債の金額で測定される、としている。

アプローチ 15

- ➤ アプローチ1ではリースを、 使用権資産をファイナンス・ベースで取得とするものとして扱う。この会計処理は、他の非金融資産をファイナンスで取得するのと実質的に同様である。そのような使用権資産は非金融資産であり、他の非金融資産と整合した会計処理を行う。
- ▶ リース負債は金融負債であり、類似の金融負債と整合した会計処理を行う。
- ▶ すべてのリースは、リース契約にサービス要素があったとしても結局ファイナンス要素を含む。なぜならば、すべてのリースには、リース要素(つまり、一定期間原資産を使用する権利)があり、それは契約の中の他のサービスやサービス的な要素とは別に存在するからである。

アプローチ 26

- ➤ アプローチ 2 の論拠は、アプローチ 1 と入口では類似している。つまり、借手が使用権資産(非金融資産として)とリース負債(金融負債として)を認識する際には、タイプ A の会計が適切であると考える。
- ➤ しかしながら、アプローチ 2 では、既存の不動産のオペレー ティング・リースの大多数を、 使用権モデルの例外としてタイ プBのリースとして、会計処理 することを要求ないし許容す る。この例外の論拠は、リース の経済性と価格付けに由来する (2013 年 ED の消費の原則とリ ンク)。
- ▶アプローチ 2 では、2013 年 ED で提案されていた不動産以外の資産についての「例外」テストを簡素化のために削除した(不動産以外の資産はすべてタイプ A のリースに分類される。)。不動産以外の資産は時の経過によって価値が償却するので、この削除によってリースの分類の結果に大きな変更はないと考えられる。

アプローチ 37

- ➤ アプローチ3は、「真のリース(true leases)」は、非金融資産の完全な移転(例えば、設備の一部の購入)でも、サービス契約と同等のものでもない、との見解に基づいている。
- ✓ リースは、原資産のファイナンスによる購入と同等ではない。なぜならば、借手は原資産の所有により獲得するのと同じ権利・義務(例えば、売却権や担保差し入れ権など)を持たないからである。
- ✓ リースはまた、サービス契約とも違う。なぜならば、貸手の使用権に関する履行はリース開始日に完了するからである。
- ➤ リースは資産の購入ともサービス契約とも同等ではないとの前提を基礎として、アプローチ3は、リースを会計単位として見る。その場合、借手のリース費用合計の認識はリースからの便益が消費されるパターンを反映すべきであり、それは通常リース期間にわたり定額である。

ASBJ のコメント・レターとの関連性

11. アプローチ 1 からアプローチ 3 と、2013 年 ED に対する ASBJ のコメント・レターにお

⁵ Agenda Paper 3D の第 42 項から第 44 項より主要な項目を抽出

⁶ Agenda Paper 3Dの第48項から第52項より主要な項目を抽出

⁷ Agenda Paper 3Dの第58項から第66項より主要な項目を抽出

ける記述との関連性を、以下に整理する。

IASB/FASB より今回提案されて いるアプローチ	ASBJ のコメント・レターの記述との関連性
アプローチ1	該当なし
アプローチ 2	アプローチ2は、提案されている3つのアプローチの中では、2013年EDに最も近い分類の結果をもたらす。しかし、2013年EDでは、その分類手法をリース期間中の原資産の減価の程度とその対価としてのリース料の性質に着目して正当化していたのに対し、アプローチ2においてはそのような説明は困難になっているように見受けられる。ASBJのコメント・レターでは2013年EDの借手のリースの分類方法について、以下のような旨の記述をしていた。 2013年EDの2つのタイプのリースの分類の手法は、リース期間中の原資産の価値の減価とその対価としてのリース料に含まれている要素の関係を考慮している
アプローチ3	という点において、正当化しうると考えられる。 該当なし
アプローチ 2 とアプローチ 3 共通	アプローチ2とアプローチ3は2本建ての分類アプローチである。2本建ての分類アプローチに関してASBJのコメント・レターでは、以下のような旨を記述していた。 ▶ 借手について費用認識パターンの異なる 2 つのタイプのリースを設けるという提案内容に同意する。リース契約の経済的実質は多様であり、このような経済的実質を踏まえた異なる会計処理を設けるという考え方は支持できる。
原資産が不動産であるか否かを 基礎にした分類方法について (アプローチ1からアプローチ3 共通)	左記項目について ASBJ のコメント・レターでは以下のような旨を記載していた。なお、原資産が不動産か否かを分類の基礎とする考え方はアプローチ1とアプローチ3では無くなったが、アプローチ2においては残っている。なお、本資料の脚注13も参照のこと。 不動産には土地要素が含まれ、それはリース期間に消費が生じないという点から経済的性質が異なることから、2013年 ED の提案内容の方向性に同意した。

▶ しかしながら、土地と建物の両方の要素を含む不動産 リースにおいて、そのどちらかが全体の大部分を占め る場合についての懸念を示した。

ASAF 会議における発言案

- 12. 本論点について、次のように発言することが考えられる。
 - ➤ 仮に、IASB 及び FASB が今後アプローチ1又はアプローチ2を追求していく場合には、コスト便益の観点から、より適切な適用範囲を検討する必要があるのではないか。
 - ▶ アプローチ1を基礎として一部の不動産リースについてタイプBの会計処理を選択するオプションを企業に提供するというアプローチ(本資料の第9項参照)については、企業間の比較可能性についての懸念がある。
 - ▶ アプローチ3については、以下のような長所があるかもしれない。
 - ✓ 現行のオペレーティング・リースの経済性(ファイナンス・リースともサービス契約とも異なる)に着目してリース契約を会計単位として取り扱うことにより、関連する使用権資産とリース負債の会計処理(タイプ B の会計処理)を正当化しうる可能性がある。
 - ▼ 実務的には、現行のオペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分 を維持することによって、現行のオペレーティング・リースについて多くの場 合に定額費用の結果となることは、多くの関係者によって受け入れやすいと考 えられる。
 - ▶ しかしながら、このようなアプローチ3の考え方はこれまでのEDには含まれておらず、今後の審議においては、公開草案を再公表することを含めて、関係者に対して検討をするための十分な情報及び時間を提供する必要があるのではないか。

Topic 2. 借手の少額リース(Agenda Paper 4D)

提案内容

- 13. 借手の少額リース (small ticket leases) について、以下の代替案が検討されている。
 - (1) リースのガイダンスの中で明示的に重要性の要求事項を提供する。
 - (2) 短期リースの認識及び測定の免除規定を拡大する。
 - (a) 短期の閾値を1年超に上げる。
 - (b) 短期リースの定義を変更し、リース期間の定義と整合させる。
 - (3) リースのガイダンスをポートフォリオ・レベルで適用することを容認する。
 - (4) 少額リース又は非中核資産8のリースについて、明示的に範囲の除外を定める。
- 14. また、上記に加えて、アジェンダ・ペーパー4A の第 12 項及び第 13 項では、少額リースについて以下のような追加的な検討を行う可能性について言及されている。

第12項

2014年1月の合同ボード会議で、両審議会は、スタッフに対して、特定の定量的な 閾値の範囲内のリースしか有さない企業(例えば、非流動資産の5%未満しかリース を有さない企業)に対して範囲の除外を提供するために考え得る追加的な簡素化を検 討するよう依頼した。

第13項

スタッフは、また、以下に記載するような少額リースについての範囲の除外を開発 し得るか否かについても検討している。

少額リースとは、以下の特性の両方を有する資産のリースである。

- (a) 資産の価値が個別に小さい。
- (b) 資産は、業種を問わずに企業が改造することなく使用するような、特別仕様では ない資産である。

少額リースには、一般的には、例えば、ノートPC、デスクトップPC、ウォーター・サーバー、携帯電話、オフィス家具のような、一部の種類のIT機器及びオフィス備品のリースが含まれることを示すために、設例を用いることが考えられる。少額リースには、例えば、乗用車、トラック、不動産のリースは含まれない。

⁸ スタッフは、Agenda Paper 3C の第 68 項(b)で、「中核資産と非中核資産を区別する最も適切かつ運用可能な方法は、収益を生み出すために使用される資産と管理目的で使用される資産を区別することであろう」と述べている。

それぞれの代替案の長所及び短所

(1). リースのガイダンスの中で明示的に重要性の要求事項を提供する

15. 当該要求事項を提供することの長所及び短所として、当該アジェンダ・ペーパーに記載されている事項は以下の通りである(Agenda Paper 3C の第 13 項及び第 32 項から第 36 項から主要な項目を抽出。)。

長所	短所
▶ 一般的な重要性の規定では、以下の理由から	➤ IFRS も US GAAP も、基準のレベルで重要性
十分な救済措置にならないところをカバーで	の規定はなく、一般的な重要性規定によっ
きる。	ている。これを基準レベルで設けると、リ
✓ リースの提案の新たな概念のために、	ース基準だけ離脱してしまう。
既存の重要性の規定を適用することは	▶ 合計すると重要となる少額リースまで、リ
難しく、かつ、時間がかかる。	ースとして会計処理されなくなってしまう
✓ 一般的な重要性の規定のみだと、リー	可能性がある。
スが重要ではないことを立証する必要	
がある。	

(2).(a) 短期リースの認識及び測定の免除規定を拡大する:短期の閾値を1年超に上げる

16. この短期リースの範囲拡大の長所及び短所として、当該アジェンダ・ペーパーに記載されている事項は以下の通りである(Agenda Paper 3C4 の第 41 項から第 45 項より主要な項目を抽出)。

長所	短所
▶ 短期の閾値の延長により、より多くの少額リ	▶ 多くの「非少額」リースをも除外してしま
ースがリースのガイダンスの範囲から除外さ	う可能性がある。
れ、コスト削減が可能となる。	短期リースの分類を達成するためにリース 行動を変化させる重大なインセンティブを 生じさせるかもしれない。

(2).(b) 短期リースの認識及び測定の免除規定を拡大する:短期リースの定義を変更し、 リース期間の定義と整合させる

17. この短期リースの範囲拡大の長所及び短所として、当該アジェンダ・ペーパーに記載されている事項は以下の通りである(Agenda Paper 3Cの第46項から第49項より主要な項目を抽出)。

長所	短所
▶ 2013 年 ED の提案では短期リースの定義に該	▶ リースのガイダンスの範囲からより多くの
当しない可能性があった日次・月次のリース	非少額リースを除外することになり得る。
に関して挙げられた懸念に対処できる。	▶ 企業にとって、会計的帰結を達成するため
▶ リース期間及びリースが短期リースであるか	の行動の変更を容易にすることにもなり得
否かの決定のためのガイダンスについて一貫	る。
性が高まる。	

(3). リースのガイダンスをポートフォリオ・レベルで適用することを容認する

18. 当該許容規定を設けることの長所及び短所として、当該アジェンダ・ペーパーに記載されている事項は以下の通りである(Agenda Paper 3Cの第52項から第62項より主要な項目を抽出)。

長所	短所
▶ 借手がリースのガイダンスを適用する単位数	▶ ポートフォリオのレベルと契約のレベルの
が大きく減少し、少額のリースを有する多く	適用との間に重大な相違が合理的に見込ま
の企業にとってのリースのガイダンスの適用	れないことを証明する必要がある、との解
コストが減少する。	釈があり得る。
	見直し、事後的な変更及び減損の評価等が 困難になるかもしれない。グルーピング関連の問題がある(グルーピングのコスト、事業所ごとの分散化された 契約には適用困難、等)

(4). 少額リース又は非中核資産のリースについて、明示的に範囲の除外を定める

19. 当該範囲の除外を設けることの長所及び短所として、当該アジェンダ・ペーパーに記載されている事項は以下の通りである(Agenda Paper 3Cの第74項から第77項より主要な項目を抽出)。

長所	短所
▶ 明示的な範囲の除外であるので、少額リース	▶ 当該範囲の除外は、質的概念に基づくもの
についての懸念に最も直接的に対処するとい	であり、また、主観的な用語(「重要でない」
う便益がある。	「管理的な」「収益を生み出す」等)を導入
▶ コストを大幅に削減すると同時に(適切に、 かつ一貫して適用されれば)提供される情報	するので、一貫して適用することが困難で ある。
の便益の減少程度は小さいものに過ぎない可	▶ オフ・バランス・シート会計処理を得るた

能性がある。	めに、企業がリースを修正するインセンティブが生じる。
	▶ 非中核資産のリースであっても、重要な資産及び負債である可能性がある。

ASBJ のコメント・レターとの関連性

20. 借手の少額リースのための代替案と、2013 年 ED に対する ASBJ のコメント・レターに おける記述との関連性を、以下に整理する。

少額リースのための代替案	ASBJ のコメント・レターとの関連性
リースのガイダンスの中で明示的	ASBJ のコメント・レターでは、以下のように記述していた。
に重要性の要求事項を提供する	▶ すべてのリースに対して使用権モデルを適用し関連する 資産及び負債を認識すべきかどうかについては、コスト 便益の観点から懸念がある。したがって、今後の再審議 において、このようなコスト便益の観点からの追加的な 検討が必要である。
	同様に、日本の市場関係者からの意見として、以下のような 記述をしていた。
	▶ 本プロジェクトにおいて、借手がすべてのリースを資産及び負債として認識することについてコスト便益の 観点からの分析が十分に行われたのか、疑問がある。
	▶ 金額が僅かな設備リースをオンバランスとする意義は 乏しい一方で、提案されている借手の会計処理は、財 務諸表作成者に対して過大な実務負担とコスト負担を 生じさせ、明らかに財務諸表利用者に対するベネフィ ットを上回る。
	➤ 適用コストを緩和するために、IFRS で定義している重要性 (IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号) よりも具体的な重要性 の数値規準を明記することが必要である。
短期リースの認識及び測定の免除 規定を拡大する:短期の閾値を1年 超に上げる	ASBJ のコメント・レターでは、以下のように記述していた。 ▶ 使用権モデルにおいて、短期リース以外のすべてに対し て使用権モデルを適用することについては、リース期間 が原資産の耐用年数に比して相当程度短い場合について

	は、得られる便益が生じるコストを上回るのかどうか必
	ずしも明らかではない。
短期リースの認識及び測定の免除	ASBJ のコメント・レターでは、以下のような旨の記述をし
規定を拡大する:短期リースの定義	ていた。
を変更し、リース期間の定義と整合させる	▶ 短期リースの判定において、すべての延長オプションに 係る期間を含めると、簡便的な取扱いの目的を達成でき ない。▶ 延長オプションの行使可能性を反映するために、リース
	期間における延長オプションの取扱いと同様とすること は、取扱いの複雑性を避けることにつながる。
リースのガイダンスをポートフォ リオ・レベルで適用することを容認 する	該当なし
少額リース又は非中核資産のリースについて、明示的に範囲の除外を 定める	ASBJ のコメント・レターでは、日本の市場関係者からの意見として以下のような旨の記述をしていた。 企業の事業活動上中心的でない資産の場合、すなわち当該リース取引により使用する資産の金額が、企業の事業用資産の金額に占めている重要性が乏しい場合には、リース基準の適用を求める必要性は無く、賃貸借処理とすべきである。

ASAF 会議における発言案

- 21. 本論点について、次のように発言することが考えられる。
 - ▶ 短期リースの定義をリース期間の定義と整合的にすることについて、同意する。
 - ▶ ただし、全体として、これまで関係者から示されてきたコストに関する懸念に対して、十分に対応されているか疑問がある。特に、リースのガイダンスの中で明示的に重要性の要求事項を提供するかどうかについては、各国の関係者へのヒアリングを通じてリースの利用状況等に把握した上で対応することが必要と考えられる。
 - ➤ 上記のコストに関する懸念への対応として、アジェンダ・ペーパー4A の第 12 項及 び第 13 項に記述されている検討の方向性(本資料の第 14 項参照)については(原 則主義において、数値基準を明示することが困難であることは理解するものの)、 今後検討を進めていく価値のある領域と考えている。

Topic 3-1. 貸手の会計モデル(Agenda Paper 4B)

提案内容

- 22. 貸手の会計処理モデルにおけるタイプ A またはタイプ B の分類について、以下の 3 つの アプローチを検討している。
 - (1) アプローチ 1 リースがオペレーティング・リースではなく実質的にファイナンシングまたは販売であるか否かに基づき貸手のリースの分類 (タイプ A かタイプ B) を行うアプローチ (すなわち、現行の US GAAP 及び IFRS の貸手の会計処理の基礎である考え方)である。このリースの分類は、リースが原資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほとんどすべてを移転するか否かに基づいて行われる。
 - (2) アプローチ 2 このアプローチも、リースがオペレーティング・リースではなく実質的にファイナンシングまたは販売であるか否かに基づき貸手のリースの分類(タイプ A かタイプ B) を決定する。しかし、このアプローチでは、売却益(または売却損)を生じるリース(一般的には、製造業及びディーラーである貸手のリース)については、貸手は、原資産に対する支配を借手に移転する(すなわち、近日公表される収益認識基準における販売の要求事項を満たす)場合のみ、リースをタイプAのリースとして分類する。売却益(または売却損)を生じないリース(一般的には、金融業である貸手のリース)については、アプローチ1と同様の方法で分類する。
 - (3) アプローチ3-貸手の事業モデルに基づいて貸手のリースの分類 (タイプ A かタイプ B) を決定するアプローチである¹⁰。

各アプローチの論拠

 9 また、アプローチ 1 では、現行の IFRS 及び US GAAP と整合的に、土地及びその他の要素は、リースの分類の目的のため、必要な場合、別個に評価される旨が提案されている(アプローチ 2 においても同様に提案されている。)。

¹⁰ Agenda Paper 3A の第 57 項では、貸手の事業モデルには「タイプ A の貸手」と「タイプ B の貸手」があるとしている。それぞれの事業モデルの特徴は以下のように記載されている。

⁽a) タイプAの貸手 - 期待するリターンを獲得するために、リースの開始時と終了時の資産の価値の見積りに基づいてリースの価格付けを行う貸手である。そのような事業モデルについて考え得る指標は以下のとおりである。

⁽i) 貸手は、通常、資産を処分する前に、一度だけ(または、もしかすると二度)、原資産をリースする。

⁽ii) リースに関連するサービスの価格付けが明確に別個に行われる。

⁽iii) 貸手はリースの結果としてのみ (例えば、借手を識別した後にのみ) 原資産を購入する。

⁽b) タイプBの貸手 - 貸手が資産を保有することを意図する期間全体(個別のリースの期間よりかなり長いのが通常である)にわたり原資産への投資の合計に対して期待するリターンを獲得するために、リースの価格付けを行う貸手である。そのような事業モデルについて考え得る指標は以下のとおりである。

⁽i) 貸手は、原資産の経済的耐用年数にわたり複数回、原資産をリースする。

⁽ii) 原資産が長期性の資産であり、大規模な有形資産の一部である場合がある。

⁽iii) リースの価格付けが、リースから原資産に対する特定のリターンを獲得する期待によって決定されるのではなく、コモディティの価格付けにより近い。

⁽iv) 貸手が借手に対して原資産に関連するサービスを提供しており、そのサービスの価格付けが 明確には別個に行われていないことが多い。

23. 当該アジェンダ・ペーパーに記述されている、アプローチ 1 からアプローチ 3 について の主な論拠は以下のとおりである。

アプローチ 111	アプローチ 212	アプローチ 313

- ➤ 現行の貸手の会計処理に重 大な欠陥はなく、現行の貸手の リースの分類方法(リスク及び 経済価値の移転等を基礎にす る)を維持する当アプローチで は、会計処理の変更を最小化し、 よって、コストを最小化する。
- ➤ 特に不動産以外の長期性の 資産(掘削機、航空機等)の貸 手の場合、財務諸表の利用者の 一部は、リース料の現金受取額 を概ね反映するような貸手の収 益の情報を入手したいことを示 唆している。
- ▶ 「販売型」リースの会計処理(すなわち、通常、売上高及び売却損益が生じている製造業者及びディーラーのリース)と近日公表される収益認識基準に基づく収益認識の間のリンクを維持する。
- ➤ 売却損益を生じないリース (通常、金融業の貸手のリース)について、リスク及び経済 価値の移転の有無を基礎にして評価する現行の貸手の分類 モデルは、リースが実質的に金融取引であるか否かを評価するのに適切であり、良く理解されている。

- ➤ 貸手の会計処理はリースの 基礎である経済的実態を反映す べきである。
 - ➤ 不動産の貸手及び長期性資産の貸手 (例えば、鉄道車両または船舶) は、例えば、銀行業である設備の貸手とは異なる事業を行っている。
 - ✓ 銀行業の貸手は、期待する リターンを獲得するためにリ ースの開始時と終了時の設備 の価値の見積りを基礎にリー スの価格付けを行い、リース 期間中に、リース対象設備に 継続な関与をしない。
 - ✓ 不動産またはその他の長期性資産の貸手は、貸手が資産を保有することを意図する期間全体にわたり、原資産に対する期待するリターンを獲得するためにリースの価格付けを行い、リース期間中に、借手に他のサービスを提供しながら、資産を継続して管理することが多い。

ASBJ のコメント・レターとの関連性¹⁴

24. アプローチ 1 からアプローチ 3 と、2013 年 ED に対する ASBJ のコメント・レターにお

¹¹ Agenda Paper 3A の第 40 項より主要な項目を抽出

 $^{^{12}}$ Agenda Paper 3A の第 48 項から第 56 項より主要な項目を抽出

¹³ Agenda Paper 3A の第 61 項から第 70 項より主要な項目を抽出

¹⁴ 本資料を通して、ASBJ のコメント・レターとの関連性の分析においては、<u>コストと便益に関する事項を除き、</u>市場関係者からの意見(ASBJ のコメント・レターにおいて斜字体で記載している部分)は分析対象にしていない。なお、市場関係者からの意見を記載する時は本資料においても斜字体にしている。

ける記述との関連性は以下のとおりである。

IASB/FASB より今回提案されて いるアプローチ	ASBJ のコメント・レターの記述との関連性
アプローチ 1	以下に述べている ASBJ のコメントのうちの代替案 B は、 アプローチ 1 と貸手のリースの分類に関して類似点がある と考えられる。
	(以下、ASBJのコメント・レターからの要約) ▶ 貸手にとって2つのタイプのリースを分類する原則は、 貸手が保持し続ける残存資産に関する価格のボラティ リティが低いか否かという原則に基づくべきである。 ▶ そこで代替案 A として、次のような指標のいずれかに 該当するリースはタイプ A として判断されるべきであ る、と提案した。 (a) 貸手が原資産に関するほとんどすべてのリスクと 便益を借手へ移転したリース。 (b) 流動性のある外部マーケットにおける過去の中古 価格の趨勢等により、リース終了時における残存資 産の価値のばらつきが相当程度低いことが客観的 に明らかであるリース。 ▶ 加えて、代替案 B として上述の指標(a)のみから判断す
アプローチ 2	る案(現行基準と同様の閾値による)も提案した。 該当なし
アプローチ3	ASBJ のコメント・レターでは、事業モデルを前面に出した分類方法を提案してはいないが、上述の ASBJ のコメント・レターにおける代替案 A は、事業モデルの考え方と近い部分もあるように見受けられる。 例えば、代替案 A の指標 (b)に該当するようなリースの貸手は、アプローチ3での「リースの開始時と終了時の資産の価値の見積りに基づいてリースの価格付けを行う貸手」に該当するかもしれない。

ASAF 会議における発言案

- 25. 本論点について、次のように発言することが考えられる。
 - ▶ 2013年EDに対するコメントで記述のとおり、アプローチ1に賛成する。

Topic 3-2. 貸手のタイプ A の会計処理(Agenda Paper 4C)

提案内容

- 26. 貸手によるタイプ A のリースの会計処理について、以下の 2 つのアプローチを検討して いる。
 - (1) アプローチ A すべてのタイプ A のリースについて 2013 年 ED で提案された債権・ 残存資産アプローチを適用する。
 - (2) アプローチ B 2013 年 ED で提案された債権・残存資産アプローチを適用せず、代 わりに、考え得る若干の文言上の改善を条件として、すべてのタイプAのリースに 対して、現行の IFRS のファイナンス・リースの会計処理(現行の US GAAP の販売 型リースの会計処理でもある)を適用する15。

各アプローチの論拠

27. 当該アジェンダ・ペーパーに、アプローチ A 及びアプローチ B の論拠として記載されて いる主な内容は以下のとおりである。

アプローチ A¹⁶

- ▶ リース債権に関連する信用リスク及び原資産 に関連する資産リスクについてより透明性のあ る情報を提供する。
- ▶ リース開始時の利益の認識を、(現行のファ イナンス・リース(IFRS)及び販売型リース(US GAAP) の会計処理のような開始時に認識される 原資産全体に関連する利益ではなく) リースに関 連する利益のみに限定する。

アプローチ B¹⁷

- ▶ 特に Agenda Paper 3A のアプローチ 1 または アプローチ 2 を採用する場合、2013 年 ED の時よ りもアプローチ A を用いる便益は以下の理由に より減少する。
 - ✓ 貸手がアプローチ1またはアプローチ2の 下で債権・残存アプローチを適用するリース (つまりタイプ A のリース) の母集団が 2013 年ED の提案の時よりも少なくなる(当該母集 団は、現行のファイナンス・リースの母集団 に近くなる。)。
 - ✓ 残存資産の金額は、リース債権と比較する と、より小さくなる。なぜならば、アプロー チ1またはアプローチ2においてタイプAの

 $^{^{15}}$ Agenda Paper 3B の第 31 項では、アプローチ B の修正版として、アプローチ B におけるリースに対する純投 資を貸借対照表でリース債権と残存資産とに分けて表示させる要求事項にすることもあり得る、としている。当 該修正版により、アプローチ B を基礎としても利用者に有益である残存資産に関する追加的な情報を提供する ことができ、当該修正版を採用するための追加的なコスト及び複雑性は、重大ではないであろう、と述べている。 16 Agenda Paper 3B の第 22 項から第 25 項から主要な項目を抽出

¹⁷ Agenda Paper 3Bの第22項から第25項から主要な項目を抽出

リースの多くはフルペイアウトのリースであ るからである(そして残存資産に関連する利 益は比較的重要ではない。)。

ASBJ のコメント・レターとの関連性

28. 2013 年 ED に対する ASBJ のコメント・レターにおいて、貸手のタイプ A のリースに関する会計処理について、特段のコメントはされていない。

ASAF 会議における発言案

- 29. 本論点について、次のように発言することが考えられる。
 - ➤ 貸手の会計モデル (Agenda Paper 3A) においてアプローチ 1 をとることを前提と すれば、本論点についてはアプローチ B を用いることが、債権・残存資産アプロー チに関する複雑性の懸念に対応するという観点とコスト便益の観点から、よいので はないか。
 - ▶ ただし、アプローチBでは、(使用権部分の認識中止ではなく、)原資産全体の認識中止が行われるという点で、使用権モデルの考え方は維持されていないように見受けられることから、この点について明確化することが必要と考えられる。

Topic 5. リース要素と非リース要素の区分

提案内容

- 30. 2013 年 ED では、借手におけるリース要素と非リース要素の区分について、両者を区分するためには、少なくとも一部の要素に関する観察可能な価格を入手することを要求していた。これに対し、IASB スタッフが検討している簡素化の手法は以下の二つである。
 - (1) 簡素化 1- 原資産のクラス毎に、借手が一定の状況 (例えば、借手がサービス要素が小さいと判断する場合) においては、両要素を一つのリース要素として会計処理することを許容する。
 - (2) 簡素化 2 -観察可能な価格がない場合には、借手がリース要素と非リース要素に関連する支払いを見積もることを許容する。

ASBJのコメント・レターとの関連性

31. 2013 年 ED に対する ASBJ のコメント・レターにおいて、次のようにコメントしている。

契約のうちの全部または一部の構成部分に観察可能な価額が存在しない場合については、それらを全体としてリースとして処理するのではなく、主要な構成部分がリースとサービスのいずれなのかを考慮して、全体としてリース又はサービスとし

て会計処理すべきである。主要な構成部分は、借手(顧客)が契約から得られる権利のうち重要な部分として、通常は契約全体の対価の過半を占める構成部分と考えられる。我々は、契約の構成部分について観察可能な価格を得られない場合であっても、主要な構成部分を客観的に識別することは、実務上可能であると考えている。

ASAF 会議における発言案

32. 本論点については、引き続き、前項に記述した ASBJ のコメント・レターの発言をして いくことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の ASAF 会議における発言案について、ご意見をいただきたい。

以上